

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和6年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告等に関する事務
②事務の概要	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、同法施行令及び施行規則にもとづき、感染症対策に関する事務として次の手続きを行っている。</p> <p>(1) 感染症患者に対する感染症指定医療機関への入院勧告・措置、医療費負担 (2) 結核患者の医療費負担 (3) 他の法律による医療に関する給付との調整 (4) 緊急時等の医療に係る療養費の支給</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 感染症患者に対する感染症指定医療機関への入院勧告・措置及び医療費負担の際の申請の審査に係る事務 (2) 結核患者の医療費負担の際の申請の審査に係る事務 (3) 他の法律による医療に関する給付との調整に係る事務 (4) 緊急時等の医療に係る療養費の支給に係る事務</p>
③システムの名称	保健所・保健センター業務情報システム(業務共通システム、結核管理サブシステム)
2. 特定個人情報ファイル名	
患者データベース	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 105の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	藤沢市保健所 保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	〒251-0022 藤沢市鶴沼2131番地の1 藤沢市保健所 保健予防課 0466-50-3593
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・対象者からは当該事務に必要な情報を入力することがないように、申請書様式において手続きに必要な項目のみ記入するよう留意事項を記載する。 ・收受した特定個人情報は事務取扱担当者のみ取り扱える。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底し、鍵は事務取扱担当で管理している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・事務取扱担当者は特定個人情報等の適切な管理のために情報システムの管理、運用、及びセキュリティ対策に関しての研修を受講する。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底し、鍵は事務取扱担当で管理している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 須山 純子	②所属長 阿南 弥生子	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健医療部 保健予防課	藤沢市保健所 保健予防課	事後	組織改正に伴うもの
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 阿南 弥生子	②所属長 江添 忍	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルに関する問い合わせ 連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 保健医療部 保健予防課 0466-50-3593	〒251-0022 藤沢市鶴沼2131番地の1 藤沢市保健所 保健予防課 0466-50-3593	事後	組織改正に伴うもの
平成31年1月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	江添 忍	保健予防課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年1月1日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成25年12月31日時点	令和2年1月24日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和6年12月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 70の項	番号法第9条第1項及び別表 105の項	事後	令和6年5月27日付け番号利用法改正に伴うもの
令和6年12月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和2年1月24日時点	令和6年11月1日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和6年12月16日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和6年12月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。